

陳 情	受 理 番 号	23	受 理 年 月 日	令和7年11月12日	付 託 委員会	総 務
件 名	中国国連代表部による不当発言に対する抗議決議の採択及び関係機関への要請・意見書提出を求める陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願ひいたします。

中国国連代表部による不当発言に対する抗議決議の採択及び関係機関への要請・意見書提出を求める陳情

1. 要請の趣旨

近年の国連人権委員会等における沖縄の人々を「先住民族」とする勧告、及びそれを利用した中国国連代表部の不当な発言は、日本の主権と沖縄県民の意思を侵害するものです。この誤った認識と発言は、地域の安全保障環境の危機を招きかねない重大かつ緊急な問題です。つきましては早急に次の措置を取るように強く求めます。

記

1. 貴議会による在日中国大使宛の抗議決議の採択

- 中国国連代表部の不当発言に対し、貴議会で沖縄の人々が先住民族であるとの認識について議論したこと、その権利を求めるよう日本政府に要請したこともあります。よって、中国国連代表部の発言は不当な内政干渉として抗議決議を採択すること。

2. 沖縄県知事への要請

- 沖縄県知事に対し、中国国連代表部への抗議声明の発出を求るとともに、国連の「沖縄の人々を先住民族とする勧告」は沖縄の実態と民意に反するとして、公式な無効宣言を実施するよう強く要請すること。

3. 日本政府への意見書の提出

- 内閣総理大臣、外務大臣等及び関係省庁に対し、中国国連代表部の不当発言について、在日中国大使への厳重抗議を求め、国連の場における「沖縄の人々を先住民族とする誤った認識」と「これに伴う勧告」の撤回を強く求める意見書を提出すること。

以上